

全銀協 TIBOR 業務規程 新旧対照表

※変更箇所：下線部

<p>新 (平成 27 年 4 月 1 日から)</p>	<p>旧 (平成 27 年 3 月 31 日まで)</p>	<p>備考</p>
<p>(リファレンス・バンクの募集・選定) 第35条 本規程第7条(1)②に規定するリファレンス・バンクの選定については、次項以下の手続に則り実施する。 2 運営機関は、レート of 提示を行うリファレンス・バンクを毎年度募集・選定する。 3 運営機関は、前項のリファレンス・バンクの選定に際しては、市場取引量（日本円：本邦無担保コール市場取引残高、ユーロ円：本邦オフショア市場インターバンク取引残高）、円資産残高、レピュテーション、レート提示実績および行動規範の遵守にかかる態勢整備の状況等を考慮することに加えて、<u>本邦法域外から恒常的にレート of 提示が行われる可能性が高い場合には、法域が異なることによって生じる問題についても考慮する。</u>また、選定に当たっては、全銀協 T I B O R の継続性に配慮するとともに、参画業態の多様性も考慮する。なお、リファレンス・バンクは本邦無担保コール市場（ユーロ円 T I B O R の場合は本邦オフショア市場）における、活動的な市場参加者である国内外の銀行等の金融機関で構成するものとするが、当該リフ</p>	<p>(リファレンス・バンクの募集・選定) 第35条 本規程第7条(1)②に規定するリファレンス・バンクの選定については、次項以下の手続に則り実施する。 2 運営機関は、レート of 提示を行うリファレンス・バンクを毎年度募集・選定する。 3 運営機関は、前項のリファレンス・バンクの選定に際しては、市場取引量（日本円：本邦無担保コール市場取引残高、ユーロ円：本邦オフショア市場インターバンク取引残高）、円資産残高、レピュテーション、レート提示実績および行動規範の遵守にかかる態勢整備の状況等を考慮する。また、選定に当たっては、全銀協 T I B O R の継続性に配慮するとともに、参画業態の多様性も考慮する。なお、リファレンス・バンクは本邦無担保コール市場（ユーロ円 T I B O R の場合は本邦オフショア市場）における、活動的な市場参加者である国内外の銀行等の金融機関で構成するものとするが、当該リファレンス・バンクが適用を受ける法管轄にかかわらず、行動規範を遵守することが求められる。 (第4項~第6項略)</p>	<p>▶ IOSCO 原則 11 「算出方針の内容」を踏まえて、リファレンス・バンクの選定に当たり、リファレンス・バンクの法域から生じ得る問題につ</p>

<p style="text-align: center;">新 (平成 27 年 4 月 1 日から)</p>	<p style="text-align: center;">旧 (平成 27 年 3 月 31 日まで)</p>	<p style="text-align: center;">備考</p>
<p>ァレンス・バンクが適用を受ける法管轄にかかわらず、行動規範を遵守することが求められる。 (第 4 項~第 6 項略)</p>		<p>いても考慮することを明記</p>
<p>(公表レート of 算出等事務の委託) 第43条 運営機関は全銀協 T I B O R の算出・公表にかかる事務等 (算出等事務) を事務代行会社に委託する場合には、運営委員会で検討のうえ、理事会で決定する。なお、理事会への付議に当たっては監視委員会にも報告されるものとする。 2 委託事項の内容は、全銀協 T I B O R の利用者等に与える影響等がある場合には、これを公表する。 3 事務代行会社は、原則 <u>5 年ごと</u>に見直すこととする。 4 事務代行会社との事務委託契約の解除等により、上記の事務を委託することができない状況が発生した場合には、代替先が選定されるまでの間、業務部が算出等事務を行う。</p>	<p>(公表レート of 算出等事務の委託) 第43条 運営機関は全銀協 T I B O R の算出・公表にかかる事務等 (算出等事務) を事務代行会社に委託する場合には、運営委員会で検討のうえ、理事会で決定する。なお、理事会への付議に当たっては監視委員会にも報告されるものとする。 2 委託事項の内容は、全銀協 T I B O R の利用者等に与える影響等がある場合には、これを公表する。 3 事務代行会社は、原則 <u>4 年ごと</u>に見直すこととする。 4 事務代行会社との事務委託契約の解除等により、上記の事務を委託することができない状況が発生した場合には、代替先が選定されるまでの間、業務部が算出等事務を行う。</p>	<p>▶ 事務代行システムに係る減価償却期間に業務委託契約期間を合わせること</p>

以 上